

1か月児健康診査のご案内

黒部市では、令和7年4月から、お子さまの健やかな発育への支援として、1か月児健康診査に係る費用の公費助成を行います。

◆ 対象者

令和7年4月1日以降に出生し、1か月児健康診査受診当日において黒部市に住民登録されている乳児

◆ 健診を受ける時期

出生後27日を超え、生後6週に達するまで



◆ 健診内容

問診、身体測定、診察

◆ 助成額

上限額 1回 6,000円

※ 上限額を超えた健診費用や、保険適用診療分、文書料、予防接種費用等は自己負担となります。

◆ 受診方法

- 必ず事前に、「1か月児健康診査受診票兼請求書」の保護者記入欄（表面太枠内、裏面質問票）を記入してください。
- 1か月児健康診査受診票兼請求書は、母子健康手帳とともに実施医療機関の窓口へ提出してください。

※ 1か月児健康診査を受診する前に黒部市から他市町村へ転出された場合は、黒部市で発行された受診票は使用できません。転出先の市町村にお問合せください。

※ 里帰り出産等により県外の医療機関で健診を受診される場合は、妊産婦健康診査と同様に、受診費用を医療機関に一旦お支払いいただき、後日償還払いの手続きを行っていただきます。

【お問合せ先】

黒部市こども家庭センター（こども支援課内）

TEL 0765-54-2692